

私立幼稚園の廃園に伴う廃止認可について
 (学校教育法第4条第1項の規定に基づく認可)

概要

施設名	明光幼稚園 定員80名	園長名	元山 範子
所在地	水俣市桜井町3丁目1番10号	設置認可日	昭和53年4月1日
設置者名	学校法人 大口明光学園	理事長名	中野 裕明
学校廃止の時期	令和5年(2023年)3月31日		
廃止理由	園児数減少のため		
園の処 置	在園中の7名全員が年長児であり、令和5年3月31日に卒園予定		
教職員の 処置	各自で就職先を探す等		
指導要録等の引 継ぎ	法人本部(所在地:鹿児島県伊佐市)で保管		
資産の処置方法	土地以外の固定資産は全て解体 土地は使用賃借契約を解約		

幼保連携型認定こども園への移行に伴う廃止認可について
 (学校教育法第4条第1項の規定に基づく認可)

概要

施設名	認定こども園 聖愛幼稚園 定員60名	園長名	岩坂 富美
所在地	八代市袋町5 - 1	設置認可日	昭和63年3月15日
設置者名	学校法人 八代聖愛学園	理事長名	河村 修二
学校廃止の時期	令和5年(2023年)3月31日		
廃止理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴い、幼稚園の廃止を行うもの		
園の処 置	幼保連携型認定こども園の園児となる		
教職員の 処置	幼保連携型認定こども園の教職員となる		
指導要録等の引 継ぎ	幼保連携型認定こども園に引き継ぐ		
資産の処置方法	運用財産(預金等)、基本財産(園地、園舎等)は幼保連携型認定こども園に引き継ぐ		

幼稚園と認定こども園の比較

	幼稚園	認定こども園		
		幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園
設置の根拠	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
法的性格	学校	学校かつ児童福祉施設	学校 (幼稚園 + 保育所機能)	児童福祉施設 (保育所 + 幼稚園機能)
利用できる児童	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (新制度移行幼稚園は1号子ども)	・0～2歳: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳:1号・2号子ども	・0～2歳: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳:1号・2号子ども	・0～2歳: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳:1号・2号子ども
職員の要件	幼稚園教諭	保育教諭 (幼稚園教諭 + 保育士資格) 令和6年度まではいずれか一方でも可	・満3歳以上:両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満:保育士資格が必要	・満3歳以上:両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満:保育士資格が必要
給食の提供	提供義務なし	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)
開園日 ・開園時間等	・4時間を標準として各園で定める。(39週以上) ・夏休み、春休み等の長期休業がある。	・11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可) ・長期休業日はなし。	・地域の実情に応じて設定	・11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可) ・長期休業日はなし。
行政による 財政支援	・新制度に移行しない:私学助成 ・新制度に移行:施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付

- ・私学助成 : 幼稚園運営に係る経常的経費に対して補助。年に3回県(一部国が負担)から給付。
- ・施設型給付 : 保護者に対する個人給付を基礎に、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領(施設・事業者が代理して給付を受領)。毎月市町村(国1/2、県1/4、市町村1/4)から給付。
- ・1号子ども : 3歳～5歳(学校教育を希望する子ども)
- ・2号子ども : 3歳～5歳(保育を必要とする子ども)
- ・3号子ども : 0歳～2歳(保育を必要とする子ども)

勇志国際高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について
（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可）

学 校 名	勇志国際高等学校	校 長 名	櫻井 剛
所 在 地	天草市御所浦町牧島 1065-3	設置認可日	平成22年（2010年） 3月19日
設置者名	学校法人青叡舎学院	理事長名	熊本 研一
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限 収 容 定 員	通信制課程（普通科） 3年以上 2,000人
変更時期	令和5年（2023年）4月1日		
変更理由	<p>1 通信教育連携協力施設ごとの定員を明記 令和3年（2021年）3月31日付けの学校教育法施行規則等の一部改正により、「高等学校通信教育規程」において、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるよう規定されたことに伴い、当該施設ごとの定員を定める。</p> <p>2 サポート施設に係る条文を追加 上記1に伴い、サポート施設に係る条文を追加し、サポート施設ごとの定員を定める。</p> <p>3 成年年齢引下げに伴う学則の記載内容変更 令和元年（2019年）12月17日付け文部科学省事務連絡「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続きに関する留意事項について」に基づき学則の一部変更を行う。</p>		
変更内容	変更前	変更後	
	別紙「学則比較対照表」のとおり	別紙「学則比較対照表」のとおり	
規程適合状況	別紙「高等学校通信教育規程適合状況」のとおり		

【参考条文】（関係部分のみ）

学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)についても、同様とする。

- (3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

学則変更の新旧対照表

旧	新																
<p>第4条 本校の課程、学科、収容定員、及び修業年限は、次の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>課程</td> <td>通信制（単位制）</td> </tr> <tr> <td>学科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>収容定員（人）</td> <td>2, 000名</td> </tr> <tr> <td>修業年数</td> <td>3年以上</td> </tr> </table>	課程	通信制（単位制）	学科	普通科	収容定員（人）	2, 000名	修業年数	3年以上	<p>第4条 本校の課程、学科、収容定員、及び修業年限は、次の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>課程</td> <td>通信制（単位制）</td> </tr> <tr> <td>学科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>収容定員（人）</td> <td>2, 000名</td> </tr> <tr> <td>修業年数</td> <td>3年以上</td> </tr> </table>	課程	通信制（単位制）	学科	普通科	収容定員（人）	2, 000名	修業年数	3年以上
課程	通信制（単位制）																
学科	普通科																
収容定員（人）	2, 000名																
修業年数	3年以上																
課程	通信制（単位制）																
学科	普通科																
収容定員（人）	2, 000名																
修業年数	3年以上																
<p>第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導及び試験を受けなければならない。</p> <p>2 前項で定める面接指導及び試験を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。</p> <p>3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。</p> <p>千葉学習センター 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル</p> <p>福岡学習センター 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階</p> <p>熊本学習センター 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号 熊本九品寺ビル1階、7階</p> <p>宮崎学習センター 宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階</p> <p>兵庫明石高等学院 兵庫県明石市魚住町西岡370-12</p> <p>（開設期間は年間10日程度とし、全生徒・保護者に配布する学習の案内により周知する。）</p> <p>4 面接指導のうち各種体験授業は、原則として本校でのみ行うものとし、本校以外</p>	<p>第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導及び試験を受けなければならない。</p> <p>2 前項で定める面接指導及び試験を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。</p> <p>3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。</p> <p><u>本校 定員100名</u></p> <p><u>熊本県天草市御所浦町牧島1065-3</u></p> <p>千葉学習センター <u>定員450名</u></p> <p>千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル</p> <p>福岡学習センター <u>定員300名</u></p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階</p> <p>熊本学習センター <u>定員650名</u></p> <p>熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号 熊本九品寺ビル1階、7階</p> <p>宮崎学習センター <u>定員300名</u></p> <p>宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階</p> <p>兵庫明石高等学院 <u>定員130名</u></p> <p>兵庫県明石市魚住町西岡370-12</p> <p>（開設期間は年間10日程度とし、全生徒・<u>保護者等</u>に配布する学習の案内により周知する。）</p>																

で実施する面接指導は原則として体験学習以外の授業及び試験とする。

5 校長が、やむをえない特別の事情があると認める生徒は、出張による面接指導を受けることができる。

第10条 学習の評価の方法は、校長が定める。

第11条 校長は添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し、単位修得を認定する。

第12条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めたものについて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第13条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒

4 面接指導のうち各種体験授業は、原則として本校でのみ行うものとし、本校以外で実施する面接指導は原則として体験学習以外の授業及び試験とする。

5 校長が、やむをえない特別の事情があると認める生徒は、出張による面接指導を受けることができる。

(サポート施設)

第10条 サポート施設は以下のとおりである。

なのはなファミリー 定員10名

岡山県勝田郡勝央町石生495

ウィルサポ学園 定員15名

広島県廿日市市住吉1-5-26

広島学びのサポートセンター 定員15名

広島県廿日市市宮内1011-3

ソフィア 定員15名

福岡県大牟田市原山町1-6

塾21 定員15名

福岡県福岡市西区周船寺2-7-8

第11条 学習の評価の方法は、校長が定める。

第12条 校長は添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し、単位修得を認定する。

第13条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めたものについて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第14条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒

<p>業した者または、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>第14条 通信教育は、1道1都2府43県内に住所を有する者に対して行う。ただし、特別の事情があり、校長がやむをえないと認める場合はこの限りでない。</p> <p>第15条 生徒募集に関する必要事項は、校長が定め、毎年予めこれを告示する。</p> <p>第16条 入学志願者は所定の入学願書に入学志願調査書及び別表の入学検定料を添え、願い出なければならない。</p> <p>第17条 校長は、入学志願者に対して入学者の選抜を行う。</p> <p>第18条 校長は前項に規定する入学者の選抜の結果、相当と認められる入学志願者に対し入学を許可する。</p> <p>第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに、規定の納付金、及び保護者、保証人が連署した誓約書並びに必要な書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>第20条 校長は本校に編入学または転入学を希望する生徒があるときは、その事情及び学力を審査した上で、入学を許可することができる。</p> <p>第21条 校長は、一旦転学又は退学した生徒が再入学を願い出た場合、転学及び退学の1年以内であってその事由が正当と認められたときに限り、当該生徒を再入学さ</p>	<p>業した者または、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>第15条 通信教育は、1道1都2府43県内に住所を有する者に対して行う。ただし、特別の事情があり、校長がやむをえないと認める場合はこの限りでない。</p> <p>第16条 生徒募集に関する必要事項は、校長が定め、毎年予めこれを告示する。</p> <p>第17条 入学志願者は所定の入学願書に入学志願調査書及び別表の入学検定料を添え、願い出なければならない。</p> <p>第18条 校長は、入学志願者に対して入学者の選抜を行う。</p> <p>第19条 校長は前項に規定する入学者の選抜の結果、相当と認められる入学志願者に対し入学を許可する。</p> <p>第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに、規定の納付金、及び保護者等、保証人が連署した誓約書並びに必要な書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>第21条 校長は本校に編入学または転入学を希望する生徒があるときは、その事情及び学力を審査した上で、入学を許可することができる。</p> <p>第22条 校長は、一旦転学又は退学した生徒が再入学を願い出た場合、転学及び退学の1年以内であってその事由が正当と認められたときに限り、当該生徒を再入学さ</p>
--	---

<p>せる事ができる。</p> <p>(保護者及び保証人)</p> <p>第22条 保護者は生徒の一身上の責任を負うものとし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。</p> <p>2 保証人は保護者に事故あるときは、保護者に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。</p> <p>第23条 校長は、保証人を不相当と認めるときはこれを変更させる事ができる。</p> <p>第24条 保護者又は保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届出を行い、かつ、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 保護者又は保証人が転籍、転居、氏名変更又は改印した時は、生徒は速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>第25条 生徒が外国の高等学校に留学しようとする場合は、校長に留学を願い出る事ができる。</p> <p>第26条 生徒が、病気その他、やむをえない事由のため3ヶ月以上出席する事ができない場合には、その事由を記し、保護者（やむをえない場合は保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなくてはならない。但し、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。</p> <p>第27条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を記し、保護者（やむをえない場合は保証人）と連</p>	<p>せる事ができる。</p> <p>(<u>保護者等</u>及び保証人)</p> <p>第23条 <u>保護者等</u>は生徒の一身上の責任を負うものとし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。</p> <p>2 保証人は<u>保護者等</u>に事故あるときは、<u>保護者等</u>に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。</p> <p>第24条 校長は、保証人を不相当と認めるときはこれを変更させる事ができる。</p> <p>第25条 <u>保護者等</u>又は保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届出を行い、かつ、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>保護者等</u>又は保証人が転籍、転居、氏名変更又は改印した時は、生徒は速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>第26条 生徒が外国の高等学校に留学しようとする場合は、校長に留学を願い出る事ができる。</p> <p>第27条 生徒が、病気その他、やむをえない事由のため3ヶ月以上出席する事ができない場合には、その事由を記し、<u>保護者等</u>（やむをえない場合は保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなくてはならない。但し、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。</p> <p>第28条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を記し、<u>保護者等</u>（やむをえない場合は保証人）と</p>
--	---

<p>署して、校長に願い出てその許可を受けなくてはならない。但し、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。</p> <p>第28条 生徒は退学するときには、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>第29条 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、事由を記し、保護者及び保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。</p> <p>第30条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、法定伝染病にかかった者に対して出校停止を命ずることができる。</p> <p>第31条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は別表のとおりとする。</p> <p>第32条 校長は、生徒に特別の事情があると認めた場合には、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除する事ができる。</p> <p>第33条 校長は生徒が正当な事由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた場合は、その生徒を本校の学籍から除籍する事ができる。</p> <p>第34条 校長は、生徒が、校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合は、その情状により、その全部もしくは一部を弁償させる事ができる。</p> <p>第35条 校長は学業、人物、その他に優</p>	<p>連署して、校長に願い出てその許可を受けなくてはならない。但し、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。</p> <p>第29条 生徒は退学するときには、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>第30条 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、事由を記し、<u>保護者等</u>及び保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。</p> <p>第31条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、法定伝染病にかかった者に対して出校停止を命ずることができる。</p> <p>第32条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は別表のとおりとする。</p> <p>第33条 校長は、生徒に特別の事情があると認めた場合には、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除する事ができる。</p> <p>第34条 校長は生徒が正当な事由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた場合は、その生徒を本校の学籍から除籍する事ができる。</p> <p>第35条 校長は、生徒が、校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合は、その情状により、その全部もしくは一部を弁償させる事ができる。</p> <p>第36条 校長は学業、人物、その他に優</p>
--	---

<p>れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。</p> <p>第36条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。</p> <p>第37条 本校に次の職員を置く。</p> <p>第38条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>	<p>れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。</p> <p>第37条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。</p> <p>第38条 本校に次の職員を置く。</p> <p>第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>
--	--

「高等学校通信教育規程」適合状況

内容		勇志国際高等学校	適否
第4条の2	同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならない。	スクーリング（面接指導）の生徒数は1クラスあたり40人以下となっている。 <u>別紙1参照</u>	適
第5条第1項	実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。	R5 実数(専任) 基準数 49人 > 24人(1,910人/80人) <u>別紙2参照</u>	適
第6条	実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。	各施設に生徒数に応じた事務職員が配置されている。 R5 実施校全体 専任：16人、兼任15人 <u>別紙2参照</u>	適
第10条の2第1項	面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。	各施設において適切に連携協力を行うことができる。 <u>別紙1・2、別添施設の概要及び図面参照</u>	適

「熊本県広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可に関する審査基準」適合状況

内容		勇志国際高等学校	適否
2 施設及び設備	(2) 面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	同時にスクーリングを実施する定員を定めている。 <u>別紙1・2、別添施設の概要及び図面参照</u>	適
3 指導体制	(1) 面接指導等を実施するに当たって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	スクーリング実施時は、当該施設配置教員で不足する教科については、他施設の当該教科教員が出張して対応するため、必要な教員の配置はなされている。 <u>別紙2参照</u>	適

各施設ごとの生徒数、学習スタイル及び1回当たりのスクーリング定員等(R5.2.9時点)

施設の 類型	施設名	通学生(1) (A)				ネット生 (B)				社会人 (C)				総数 (A)+(B)+(C)				スクーリング(2)								
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	定員 /1回	教室 数(3)	教室1 最大席数	教室2 最大席数	教室3 最大席数	教室4 最大席数	教室5 最大席数	最大 席数	
本校	本校	0	0	0	0	29	32	39	100	8	10	9	27	37	42	48	127	120	5	40	20	20	20	20	20	120
分校	熊本学習センター	59	72	53	184	107	165	154	426	5	10	13	28	171	247	220	638	120	5	40	30	20	20	18	128	
	福岡学習センター	28	34	43	105	28	48	38	114	10	9	8	27	66	91	89	246	70	4	35	35	25	22	117		
	宮崎学習センター	38	15	8	61	54	23	26	103	4	0	1	5	96	38	35	169	120	4	40	30	30	30	130		
	千葉学習センター	55	82	61	198	57	65	58	180	21	22	30	73	133	169	149	451	100	4	38	34	24	20	116		
他の学校 等の施設	兵庫明石高等学院	0	0	0	0	46	45	27	118	0	0	0	0	46	45	27	118	80	5	36	25	20	12	8	101	
面接指導等実施施設計		180	203	165	548	321	378	342	1,041	48	51	61	160	549	632	568	1,749	610	-	-	-	-	-	-	712	
サポート 施設	なのはなファミリー	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	1	2	3									
	ウィルサポ学園	0	0	0	0	4	1	2	7	0	0	0	0	4	1	2	7									
	広島学びの サポートセンター	0	0	0	0	0	3	3	6	0	0	0	0	0	3	3	6	-								
	ソフィア	0	0	0	0	3	3	1	7	0	0	0	0	3	3	1	7									
	塾21	0	0	0	0	1	0	6	7	0	0	0	0	1	0	6	7									
サポート施設計		0	0	0	0	8	8	14	30	0	0	0	0	8	8	14	30	-								
合計		180	203	165	548	329	386	356	1,071	48	51	61	160	557	640	582	1,779	-								

- 1 通学生は、個々人により週1～5日の通学。面談時に、通学曜日を決定。
- 2 ・スクーリング(面接指導)は、施設や教員数に限りがあり、一度に在籍生徒全員の実施は困難。
・ネット生は、年に数回設定されているスクーリングのうち1回を選択して受講。(1回5日程度(特別活動を除く))
・通学生は、年6日程度、スクーリングの日を設定し受講。
・教室面積の大小はあるものの、1教室ごとの生徒数は、40人以下に設定。
・通学生の通常の登校日に重ならないよう、スクーリング実施日を設定するため、施設・設備や職員は不足しない。
- 3 スクーリングで使用する主な教室数。他にも小規模の部屋あり。

施設面積、生徒数及び職員数見込み

	施設名	年度	施設面積 (㎡)	生徒数(人) R4は、R5.2.9時点の生徒数				定員	職員数(人)						必要教諭数(在籍生徒数/80)(人)																									
				1学年	2学年	3学年	計		教諭(専任)	教諭(兼任)	事務員(専任)	事務員(兼任)	その他	計																										
1	本校	R4	1218.0	37	42	48	127	100	3	0	2	1	校長1教頭1(R4:副校長)面接指導時は、熊本・福岡学習センターから教諭を派遣	9	2																									
		R5		30	30	40	100		3	0	2	1		8	2																									
2	熊本学習センター	R4	488.3	171	247	220	638	650	10	1	3	6		20	8																									
		R5		190	200	260	650		15	0	6	4		25	9																									
3	福岡学習センター	R4	323.4	66	91	89	246	300	6	0	1	2		9	4																									
		R5		60	100	120	280		10	0	1	3		14	4																									
4	宮崎学習センター	R4	672.9	96	38	35	169	300	0	0	0	0		0	3																									
		R5		120	110	40	270		9	1	2	3		15	4																									
5	千葉学習センター	R4	415.7	133	169	149	451	450	6	1	3	2		12	6																									
		R5		130	150	170	450		12	1	5	4		22	6																									
6	兵庫明石高等学院	R4	315.8	46	45	27	118	130	0	0	0	0	面接指導時は、本校から教諭を派遣	0	2																									
		R5		50	50	30	130		0	0	0	0		0	2																									
小計		R4	/	549	632	568	1749	1930	25	2	9	11	校長1、副校長1、教頭1	50	22																									
		R5		580	640	660	1880		49	2	16	15		校長1、教頭1	84	24																								
1	なのはなファミリー	R4	/	0	1	2	3	10																																
		R5		0	1	2	3																																	
2	ウイルサボ学園	R4	/	4	1	2	7	15																																
		R5		4	1	2	7																																	
3	広島学びのサポートセンター	R4	/	0	3	3	6	15																																
		R5		0	3	3	6																																	
4	ソフィア	R4	/	3	3	1	7	15																																
		R5		3	3	1	7																																	
5	塾21	R4	/	1	0	6	7	15																																
		R5		1	0	6	7																																	
小計		R4	/	8	8	14	30	70																																
		R5		8	8	14	30																																	
合計		R4	/	557	640	582	1779	2000							25	2	9	11	校長1、副校長1、教頭1	50																			22	
		R5		588	648	674	1910								49	2	16	15		校長1、教頭1																			84	24

1 「高等学校通信教育規程」の一部改正により、令和5年4月1日からは、実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上

2 サポート施設の「なのはなファミリー」から「塾21」までの令和5年度から令和7年度までの生徒数は、令和4年度(R5.2.9時点)の生徒数を仮置き。

施設の概要

(1) 校(園)地

所在地番	地目	面積	所有者 住所氏名
熊本県天草市御所浦町牧島 1065 番地 3、1065 番地 9	宅地	2169 m ²	熊本県天草市御所浦町牧島 1065 番地 3 学校法人 青叡舎学院
		m ²	
		m ²	
合計		2169 m ²	

	建物敷地	運動場	プール敷地	その他	合計
面積	1218 m ²	m ²	m ²	951 m ²	2169 m ²

添付書類:登記簿、契約書等権利関係を証する書類

(2) 校(園)舎等

名称	面積	構造
校舎	1006 m ²	RC造 屋根(葺) 2階建て
予備教室	212 m ²	S造 屋根(葺) 1階建て
体育館	m ²	造 屋根(葺) 階建て
倉庫	m ²	造 屋根(葺) 階建て

名称	面積	名称	面積
普通教室	208 m ²	図書室	39 m ²
特別教室(理科室)	67 m ²	職員室	54.5 m ²
多目的ホール	126 m ²	保健室	16 m ²
準備室	48 m ²	資料室	16 m ²
校長室	34 m ²	その他	609.5 m ²
		合計	1218 m ²

(3) その他の施設

(寄宿舍等があれば(2)校(園)舎等に準じて作成)

施設の概要

(1) 校(園)地

所在地番	地目	面積	所有者 住所氏名
熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号 熊本九品寺ビル1階、7階	宅地	488.28 m ²	熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号 熊本九品寺ビル(株)ザイマックス九州
		m ²	
		m ²	
合計		488.28 m ²	

	建物敷地	運動場	プール敷地	その他	合計
面積	488.28 m ²	m ²	m ²	m ²	488.28 m ²

添付書類:登記簿、契約書等権利関係を証する書類

(2) 校(園)舎等

名称	面積	構造
校舎	488.28 m ²	SRC造 屋根(葺) 8階建て
〇〇棟	m ²	造 屋根(葺) 階建て
体育館	m ²	造 屋根(葺) 階建て
倉庫	m ²	造 屋根(葺) 階建て

名称	面積	名称	面積
普通教室	239.88 m ²	Web配信室	6.57 m ²
図書室	10 m ²		m ²
職員室	60.17 m ²		m ²
保健室	10 m ²		m ²
相談室	23.68 m ²	その他	137.98 m ²
		合計	488.28 m ²

5Fはその他に入れている

(3) その他の施設

(寄宿舍等があれば(2)校(園)舎等に準じて作成)

施設の概要

(1) 校(園)地

所在地番	地目	面積	所有者 住所氏名
福岡県福岡市博多区博多駅前 2丁目20番15号 第7岡部ビル7階	宅地	323.36 m ²	福岡県福岡市博多区博多駅前 2丁目20番15号 第7岡部ビル (株)岡部産業
		m ²	
		m ²	
合計		323.36 m ²	

	建物敷地	運動場	プール敷地	その他	合計
面積	323.36 m ²	m ²	m ²	m ²	323.36 m ²

添付書類:登記簿、契約書等権利関係を証する書類

(2) 校(園)舎等

名称	面積	構造
校舎	323.36 m ²	SRC造 屋根(葺) 10階建て
〇〇棟	m ²	造 屋根(葺) 階建て
体育館	m ²	造 屋根(葺) 階建て
倉庫	m ²	造 屋根(葺) 階建て

名称	面積	名称	面積
普通教室	220.77 m ²		m ²
図書室	21 m ²		m ²
職員室	66.59 m ²		m ²
保健室	15 m ²		m ²
	m ²	その他	m ²
		合計	323.36 m ²

(3) その他の施設

(寄宿舍等があれば(2)校(園)舎等に準じて作成)

施設の概要

(1) 校(園)地

所在地番	地目	面積	所有者 住所氏名
宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階	宅地	672.29m ²	宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館株式会社橘百貨店
		m ²	
		m ²	
合計		672.29m ²	

	建物敷地	運動場	プール敷地	その他	合計
面積	672.29m ²	m ²	m ²	m ²	672.29m ²

添付書類:登記簿、契約書等権利関係を証する書類

(2) 校(園)舎等

名称	面積	構造
校舎	672.29m ²	SRC造 屋根(葺) 8階建て
〇〇棟	m ²	造 屋根(葺) 階建て
体育館	m ²	造 屋根(葺) 階建て
倉庫	m ²	造 屋根(葺) 階建て

名称	面積	名称	面積
普通教室	233.3 m ²	面談室1	9.53 m ²
図書室	36.59 m ²	面談室2	9.53 m ²
職員室	53.40 m ²		m ²
保健室	4.71 m ²		m ²
休憩室	6.35 m ²	その他	318.88 m ²
		合計	672.29 m ²

(3) その他の施設

(寄宿舎等があれば(2)校(園)舎等に準じて作成)

施設の概要

(1) 校(園)地

所在地番	地目	面積	所有者 住所氏名
千葉県松戸市新松戸4 - 48 大川ビル	宅地	415.67 m ²	千葉県松戸市新松戸4 - 48 大川ビル 大川 明子
		m ²	
		m ²	
合計		415.67 m ²	

	建物敷地	運動場	プール敷地	その他	合計
面積	415.67 m ²	m ²	m ²	m ²	415.67 m ²

添付書類:登記簿、契約書等権利関係を証する書類

(2) 校(園)舎等

名称	面積	構造
校舎	415.67 m ²	RC造 屋根(葺) 3階建て
〇〇棟	m ²	造 屋根(葺) 階建て
体育館	m ²	造 屋根(葺) 階建て
倉庫	m ²	造 屋根(葺) 階建て

名称	面積	名称	面積
普通教室	214.36 m ²		m ²
図書室	14.28 m ²		m ²
職員室	64.19 m ²		m ²
保健室	10 m ²		m ²
面談室	20.29 m ²	その他	92.55 m ²
		合計	415.67 m ²

(3) その他の施設

(寄宿舎等があれば(2)校(園)舎等に準じて作成)

施設の概要

(1) 校(園)地

所在地番	地目	面積	所有者 住所氏名
兵庫県明石市魚住町西岡 370 - 12	宅地	315.77 m ²	兵庫県明石市魚住町西岡 370 - 12 兵庫明石高等学院
		m ²	
		m ²	
合計		315.77 m ²	

	建物敷地	運動場	プール敷地	その他	合計
面積	315.77 m ²	m ²	m ²	m ²	315.77 m ²

添付書類:登記簿、契約書等権利関係を証する書類

(2) 校(園)舎等

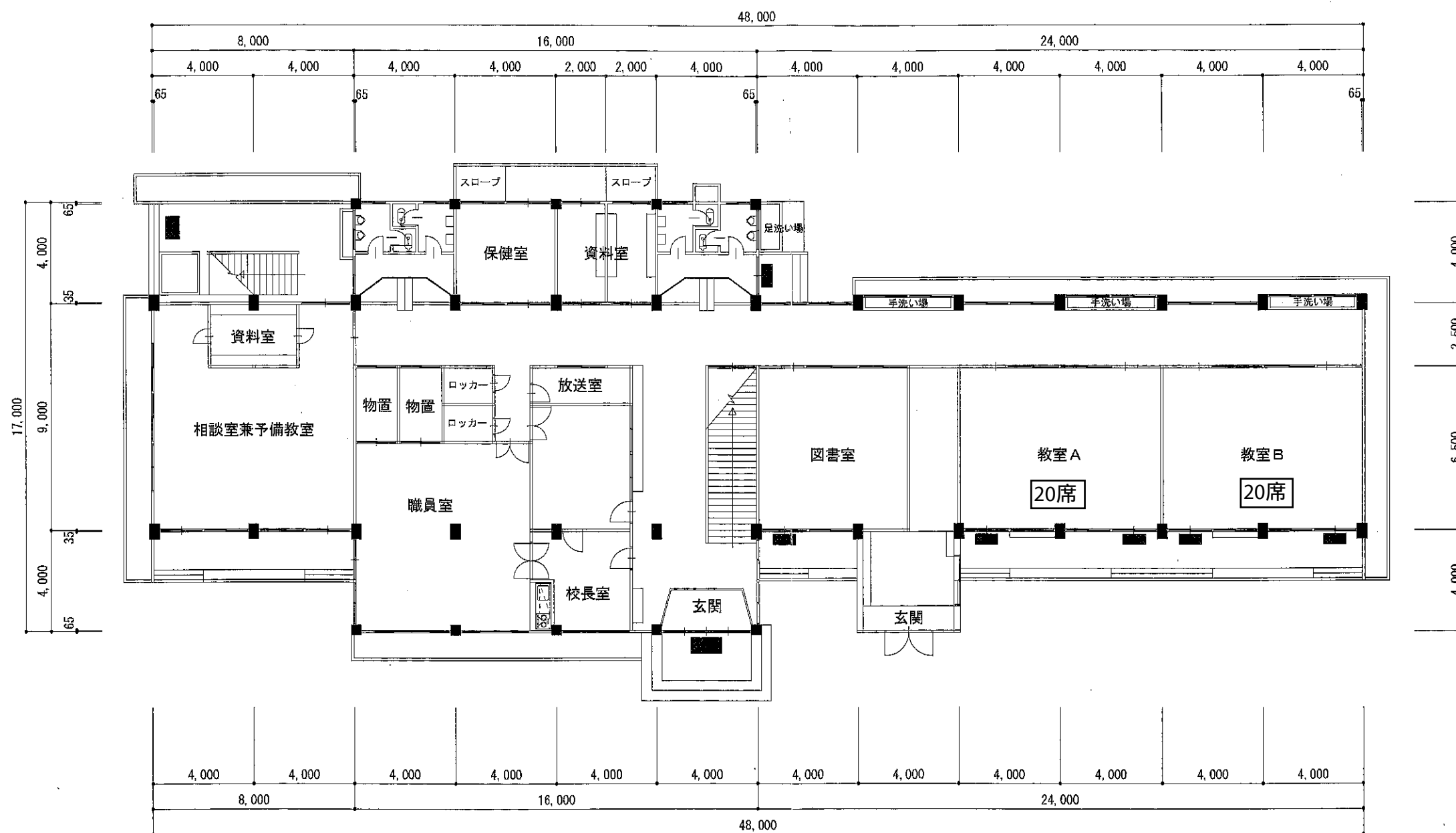
名称	面積	構造
校舎	315.77 m ²	RC造 屋根(葺) 2階建て
〇〇棟	m ²	造 屋根(葺) 階建て
体育館	m ²	造 屋根(葺) 階建て
倉庫	m ²	造 屋根(葺) 階建て

名称	面積	名称	面積
普通教室	244.858 m ²		m ²
保健室・図書コーナー	12.672 m ²		m ²
	m ²		m ²
	m ²		m ²
	m ²	その他	58.24 m ²
		合計	315.77 m ²

(3) その他の施設

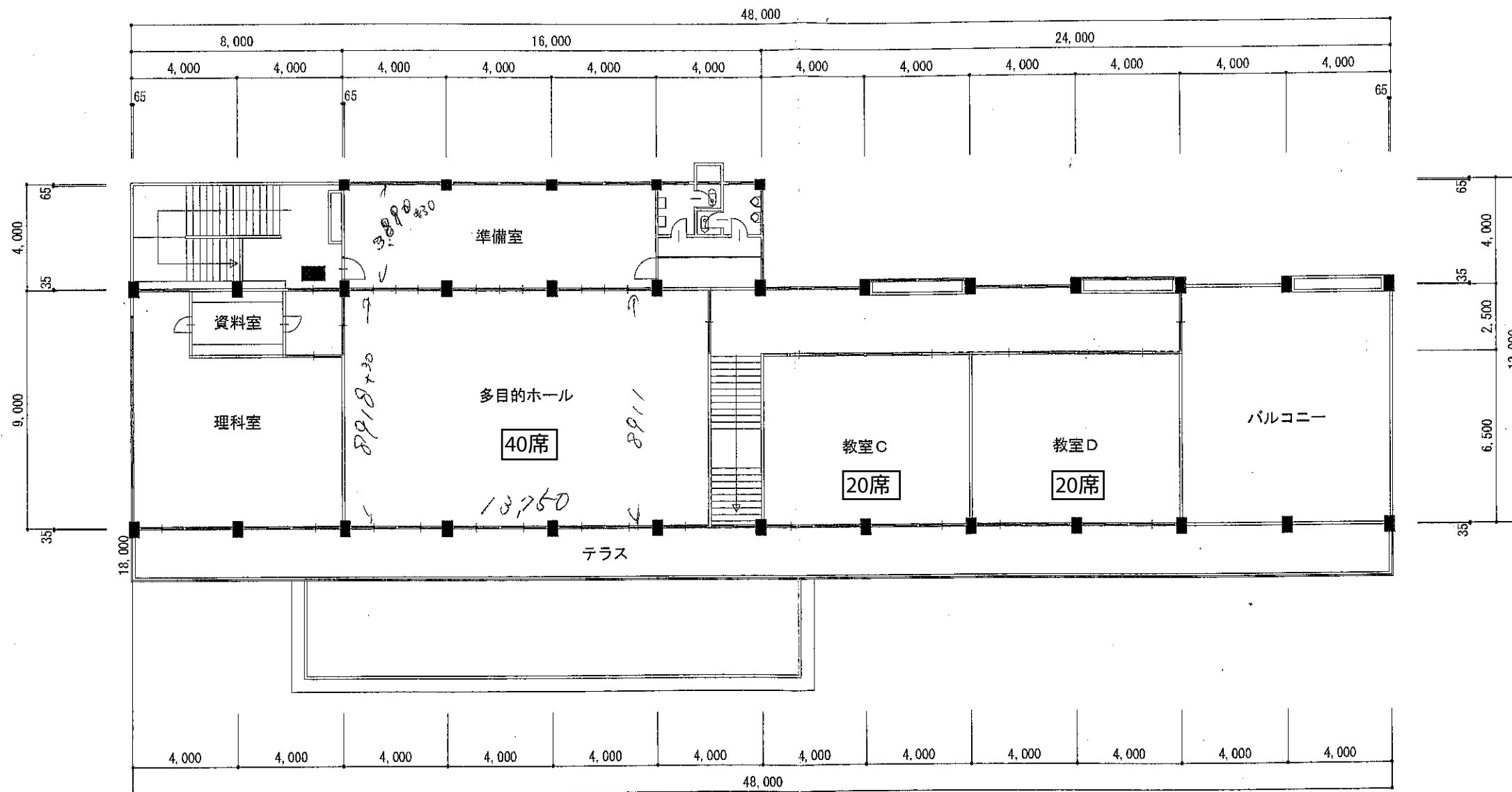
(寄宿舍等があれば(2)校(園)舎等に準じて作成)

本校



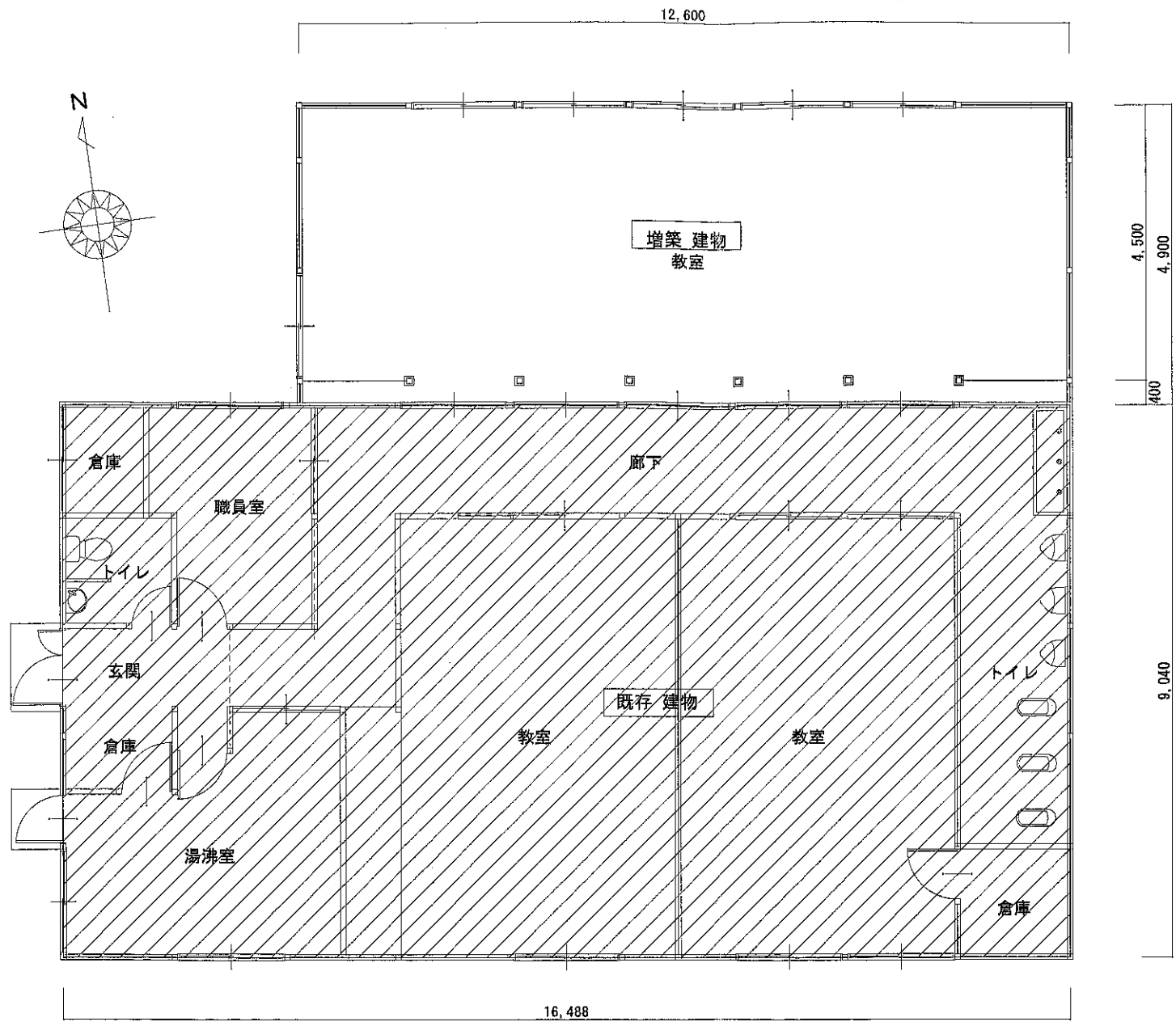
項目	面積	備考
普通教室		
A 室	52.0㎡	
B 室	52.0㎡	
特別教室		
図書室	39.0㎡	
校長室	34.0㎡	
職員室	54.5㎡	
保健室	16.0㎡	
資料室	16.0㎡	
相談室兼予備教室	72.0㎡	
その他	325.5㎡	2階部分を含む廊下・トイレ等
合計	1,006.0㎡	1,2階合計

本校



項目	面積	備考
普通教室		
C 室	52.0㎡	
D 室	52.0㎡	
特別教室		
理科室	67.0㎡	
多目的ホール	126.0㎡	
準備室	48.0㎡	

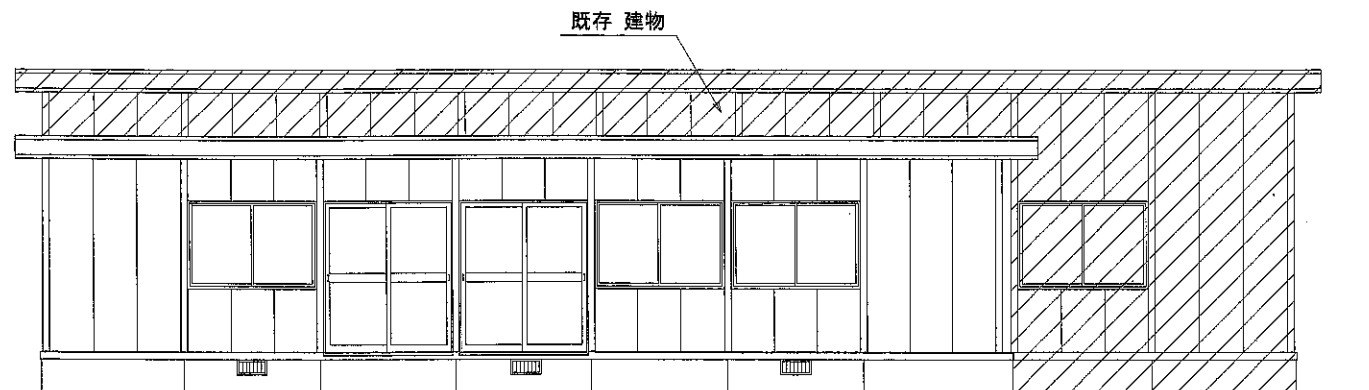
本校



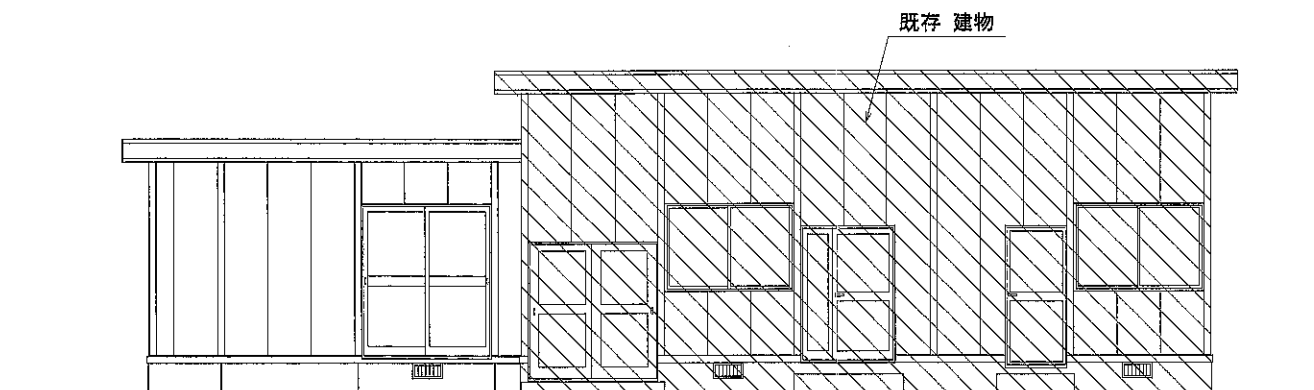
*床面積 (㎡)

既存	16.488 x 9.040 = 149.05
増築	12.600 x 4.700 = 59.22
計	208.27㎡

平面図 S:1/100



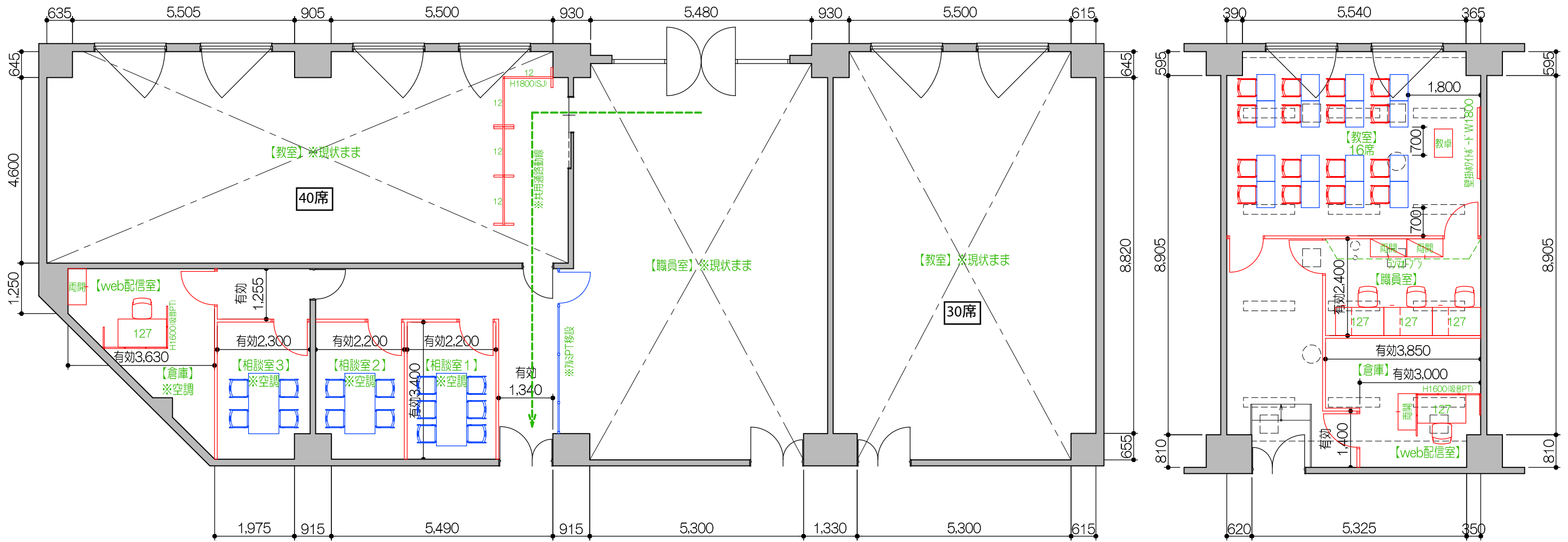
南側立面図 S:1/100



西側立面図 S:1/100

工事名 勇志 国際、高等学校様校舎 増築工事	図面名 平面図 立面図	縮尺 1/100	管理者	設計者	担当者	(有)九州プレハブ工業 熊本市健軍本町 51-6 TEL 096-369-1227 FAX 096-369-0850	図面 NO
			日付	日付	日付		

熊本学習センター




●1Fレイアウトプラン●

●5Fレイアウトプラン●

修正：2020/12/11
修正：2020/12/04

●パーティションは図示以外はパ° 祉●
●7Fは現状まま利用●

 株式会社 レイメイ藤井	受領	検図	設計担当	営業担当	尺度	顧客名	様	図面名称
			工藤	杉本	1/100 (A3)	勇志国際高等学校		1F・5F・7F使用プラン
					設計年月日	工24名		図面番号
					2020/10/06	***		***

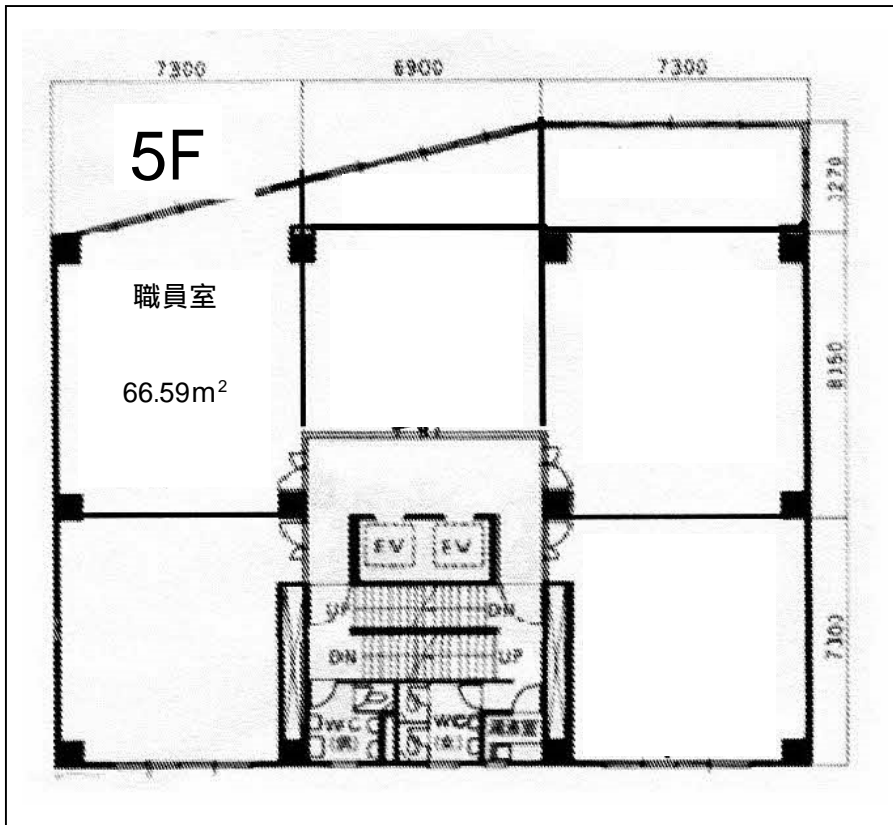
熊本学習センター

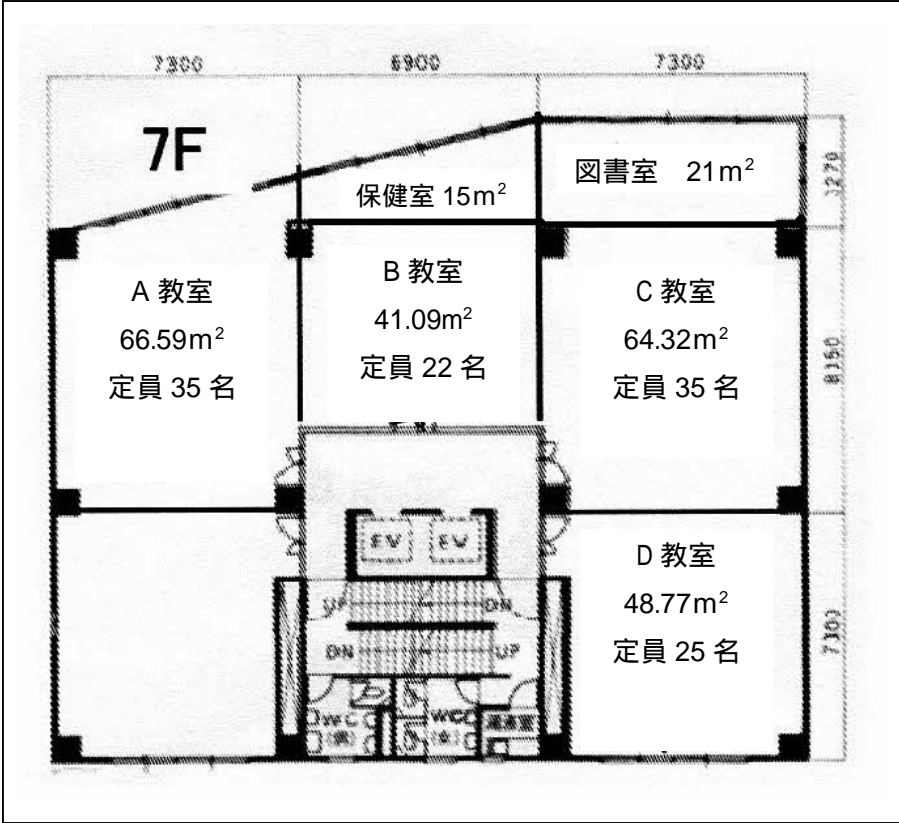


※天井高さ：≒2,440
 ※点線は天井緩衝物を示す
 ※内開き窓 開閉角度要確認

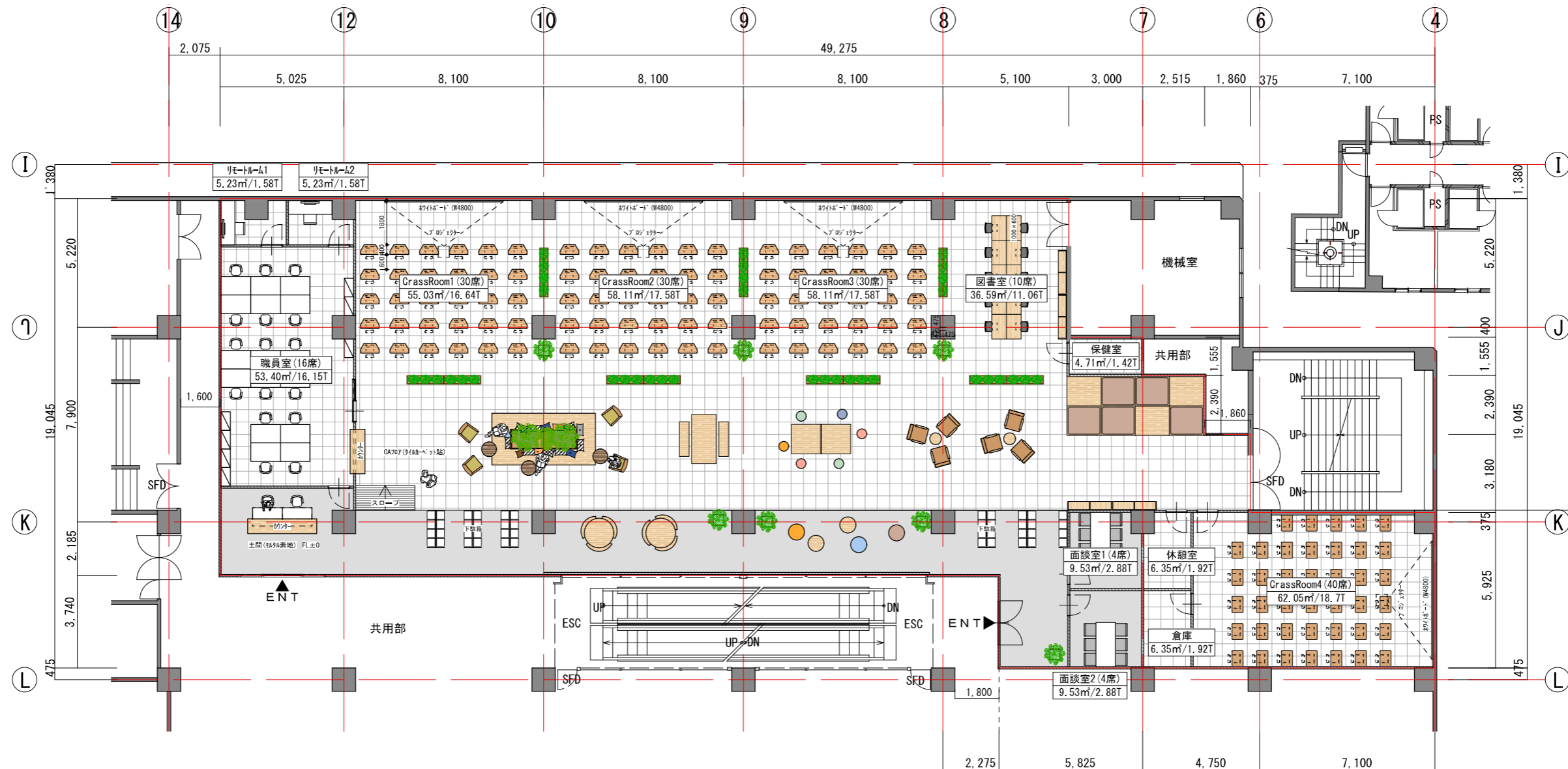
修正：2019/03/08
 修正：2019/02/25
 修正：2019/02/13

株式会社 レイメイ藤井	受領	検図	設計担当	営業担当	尺度	顧客名	様	図面名称
			工藤	池田	1/50 (A3)	勇志国際高等学校		7F教室レイアウトプラン-D
					設計年月日	工事名		図面番号
					2019/01/24	***		***





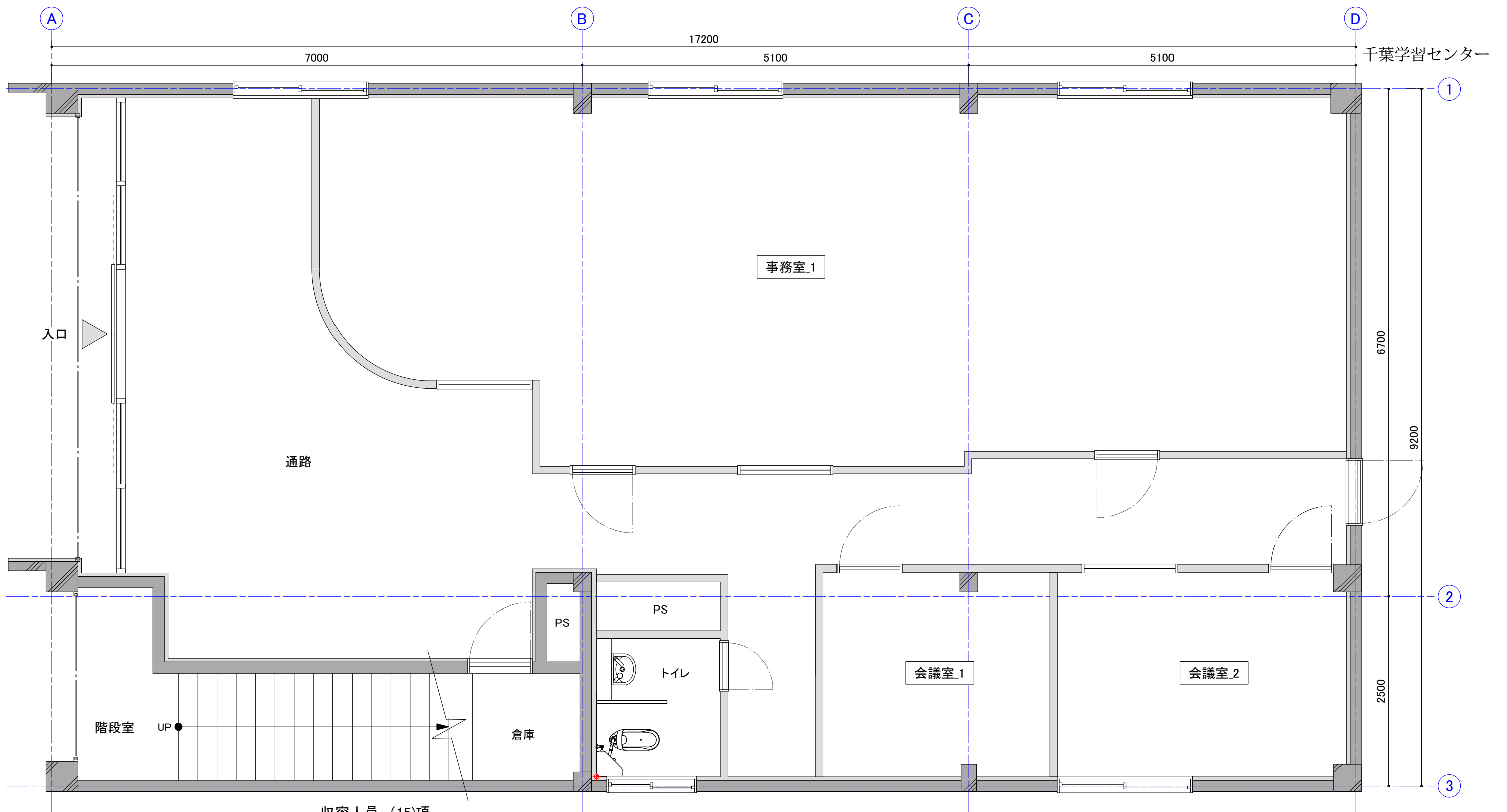
宮崎学習センター



672.29m ²	203.37坪
----------------------	---------

		床	壁	天井	etc.
1F	通路 (1F)				サイン取付 (サイン施主支給)
	事務室_1				
	会議室_1・2		間仕切り壁:LGS+PB12.5の上、ビニルクロス貼(不燃) アルミガラスドア取付 巾木:ソフト巾木 H100		アルミガラスドア:ルームサインC/S貼
2F	通路 (2F)		トイレ前通路 壁:ビニルクロス貼(不燃) 巾木:ソフト巾木 H100		トイレサイン取付
	ルーム_1	タイルカーペット上貼(防火工品)	壁:ビニルクロス貼(準不燃) アルミガラスドア取付 巾木:ソフト巾木 H100		アルミガラスドア:ルームサインC/S貼
3F	通路 (3F)				トイレサイン取付
	ルーム2・3	タイルカーペット上貼(防火工品)	壁:ビニルクロス貼(準不燃) アルミガラスドア取付 巾木:ソフト巾木 H100		アルミガラスドア:ルームサインC/S貼
	書庫	タイルカーペット上貼(防火工品)	壁:ビニルクロス貼(不燃) 巾木:ソフト巾木 H100		
共通	トイレ(1-3F) 給湯室(2・3F)				2F・3F:和風改造用腰掛便器取付
	階段室				

特記;
 ※既存利用部分は美装。破損等がある場合、既存類似品にて補修
 ※PBIは、不燃認定品を使用
 ※使用材料は全てF★★★★品、又は告示対象外品を使用

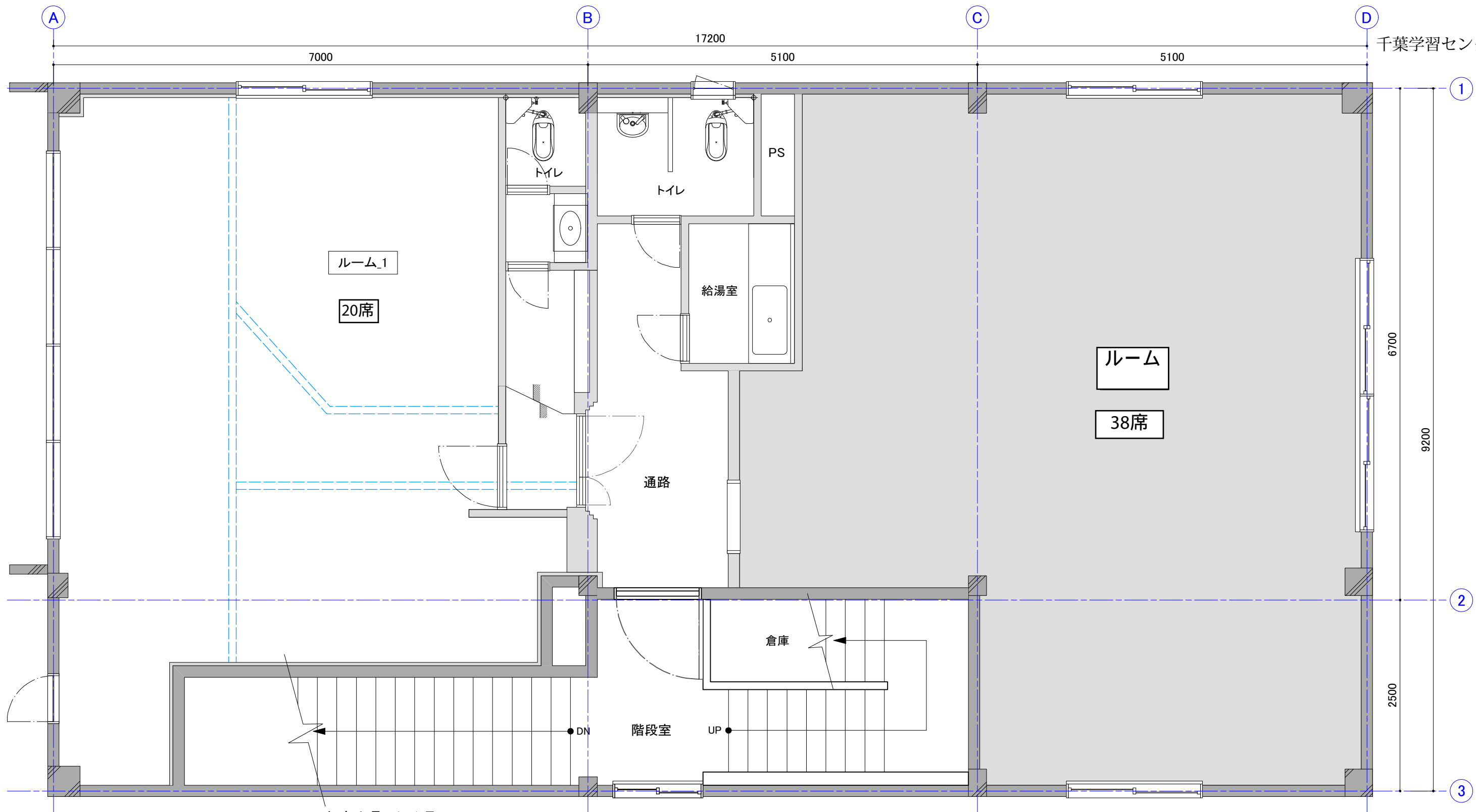


収容人員 (15)項

① 従業者		14人
② 主として従業者以外の者の使用に供する部分		
階数	場所	人数
1F	会議室_1	2人
	会議室_2	3人
2F	ルーム_1	16人
3F	ルーム_2	21人
	ルーム_3	16人
	書庫	4人
小計		62人
① + ② =		合計 76人

面積表

場所		面積		場所		面積		場所		面積	
		m ²	坪			m ²	坪			m ²	坪
1F	事務室_1	64.19	19.42	2F	ルーム_1	48.79	14.76	3F	ルーム_2	64.29	19.45
	会議室_1	8.85	2.68		給湯室	2.87	0.87		ルーム_3	50.64	15.32
	会議室_2	11.44	3.46		トイレ	6.48	1.96		書庫	14.28	4.32
	トイレ	3.65	1.10		通路	11.53	3.49		給湯室	2.87	0.87
	通路	49.41	14.95						トイレ	3.70	1.12
							通路	7.77	2.35		
1F 小計		137.55m ²	41.61坪	2F 小計		69.67m ²	21.07坪	3F 小計		143.54m ²	43.42坪
合計 1F + 2F + 3F = 350.75m ² (106.10坪)											



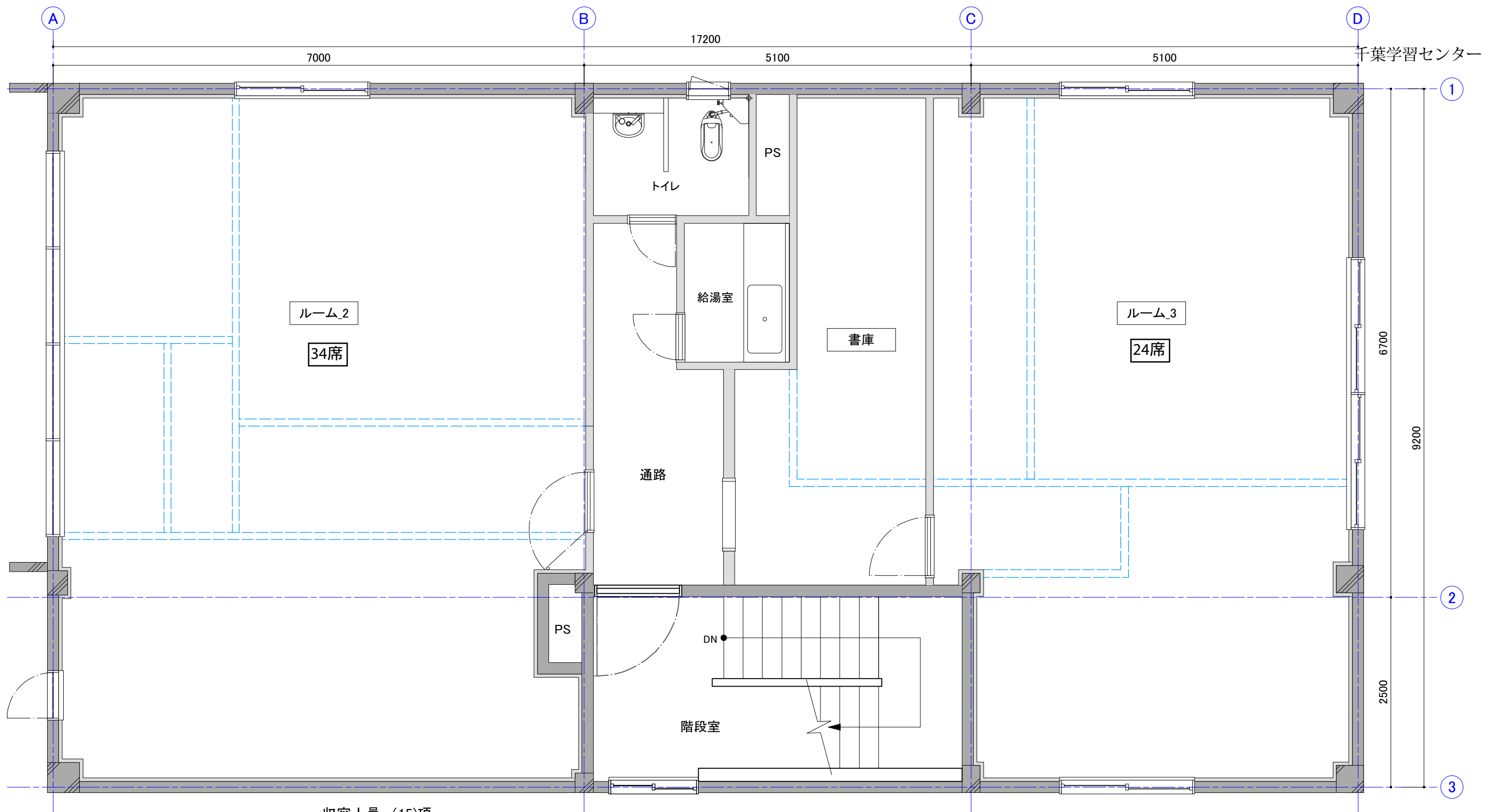
収容人員 (15)項

① 従業者			14人
② 主として従業者以外の者の使用に供する部分			
階数	場所	人数	
1F	会議室_1	2人	
	会議室_2	3人	
2F	ルーム_1	16人	
3F	ルーム_2	21人	
	ルーム_3	16人	
	書庫	4人	
小計		62人	
① + ② =			合計 76人

面積表

場所		面積		場所		面積		場所		面積	
		m ²	坪			m ²	坪			m ²	坪
1F	事務室_1	64.19	19.42	2F	ルーム_1	48.79	14.76	3F	ルーム_2	64.29	19.45
	会議室_1	8.85	2.68		給湯室	2.87	0.87		ルーム_3	50.64	15.32
	会議室_2	11.44	3.46		トイレ	6.48	1.96		書庫	14.28	4.32
	トイレ	3.65	1.10		通路	11.53	3.49		給湯室	2.87	0.87
	通路	49.41	14.95						トイレ	3.70	1.12
1F 小計		137.55m ²	41.61坪	2F 小計		69.67m ²	21.07坪	3F 小計		143.54m ²	43.42坪
合計 1F + 2F + 3F = 350.75m ² (106.10坪)											

--- 既存壁 解体部分を示す



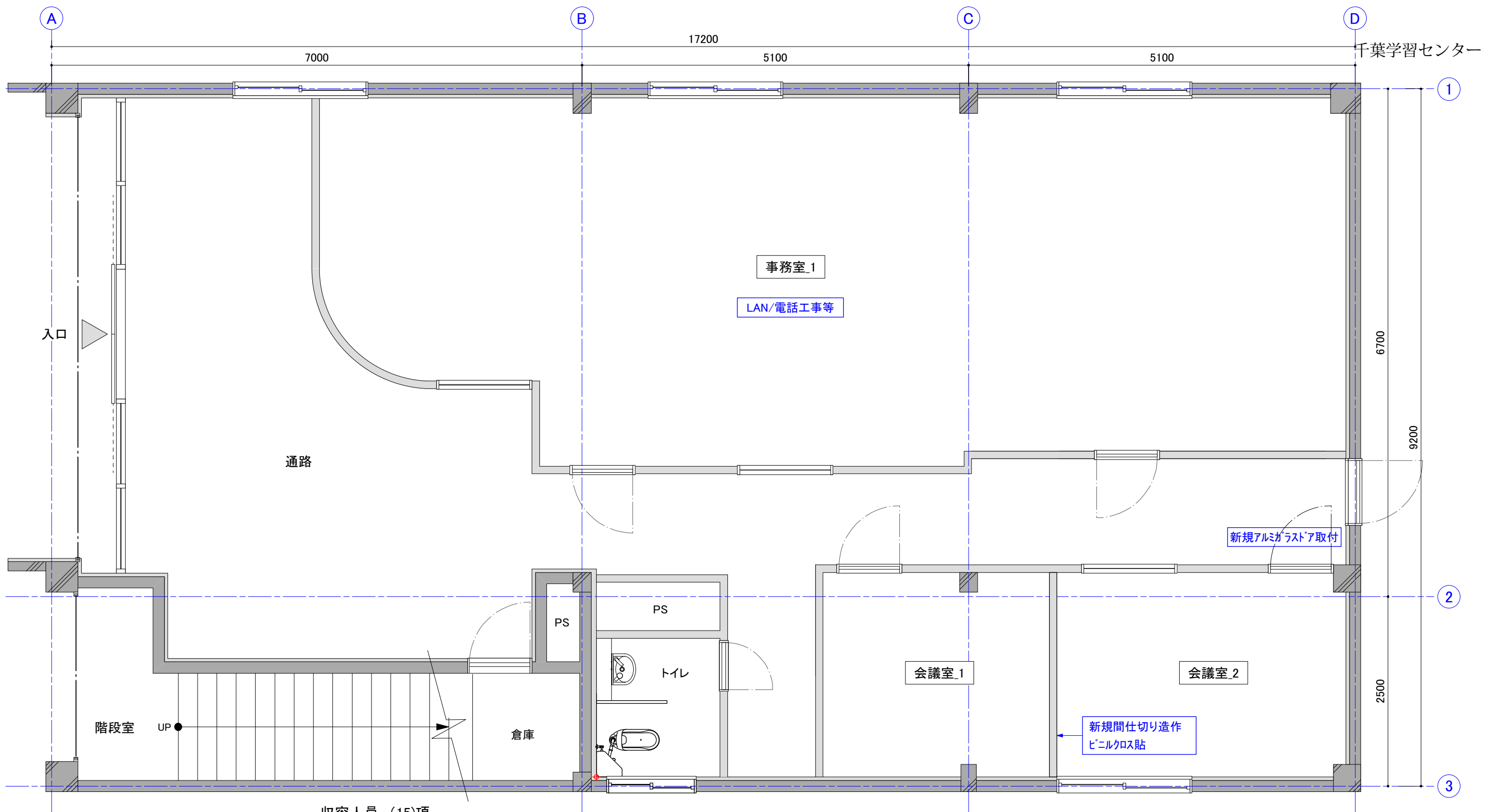
--- 既存壁 解体部分を示す

収容人員 (15)項

① 従業者		14人
② 主として従業者以外の者の使用に供する部分		
階数	場所	人数
1F	会議室_1	2人
	会議室_2	3人
2F	ルーム_1	16人
3F	ルーム_2	21人
	ルーム_3	16人
	書庫	4人
小計		62人
① + ② =		合計 76人

面積表

場所		面積		場所		面積		場所		面積	
		m ²	坪			m ²	坪			m ²	坪
1F	事務室_1	64.19	19.42	2F	ルーム_1	48.79	14.76	3F	ルーム_2	64.29	19.45
	会議室_1	8.85	2.68		給湯室	2.87	0.87		ルーム_3	50.64	15.32
	会議室_2	11.44	3.46		トイレ	6.48	1.96		書庫	14.28	4.32
	トイレ	3.65	1.10		通路	11.53	3.49		給湯室	2.87	0.87
	通路	49.41	14.95						トイレ	3.70	1.12
1F 小計		137.55m ²	41.61坪	2F 小計		69.67m ²	21.07坪	3F 小計		143.54m ²	43.42坪
合計 1F + 2F + 3F = 350.75m ² (106.10坪)											

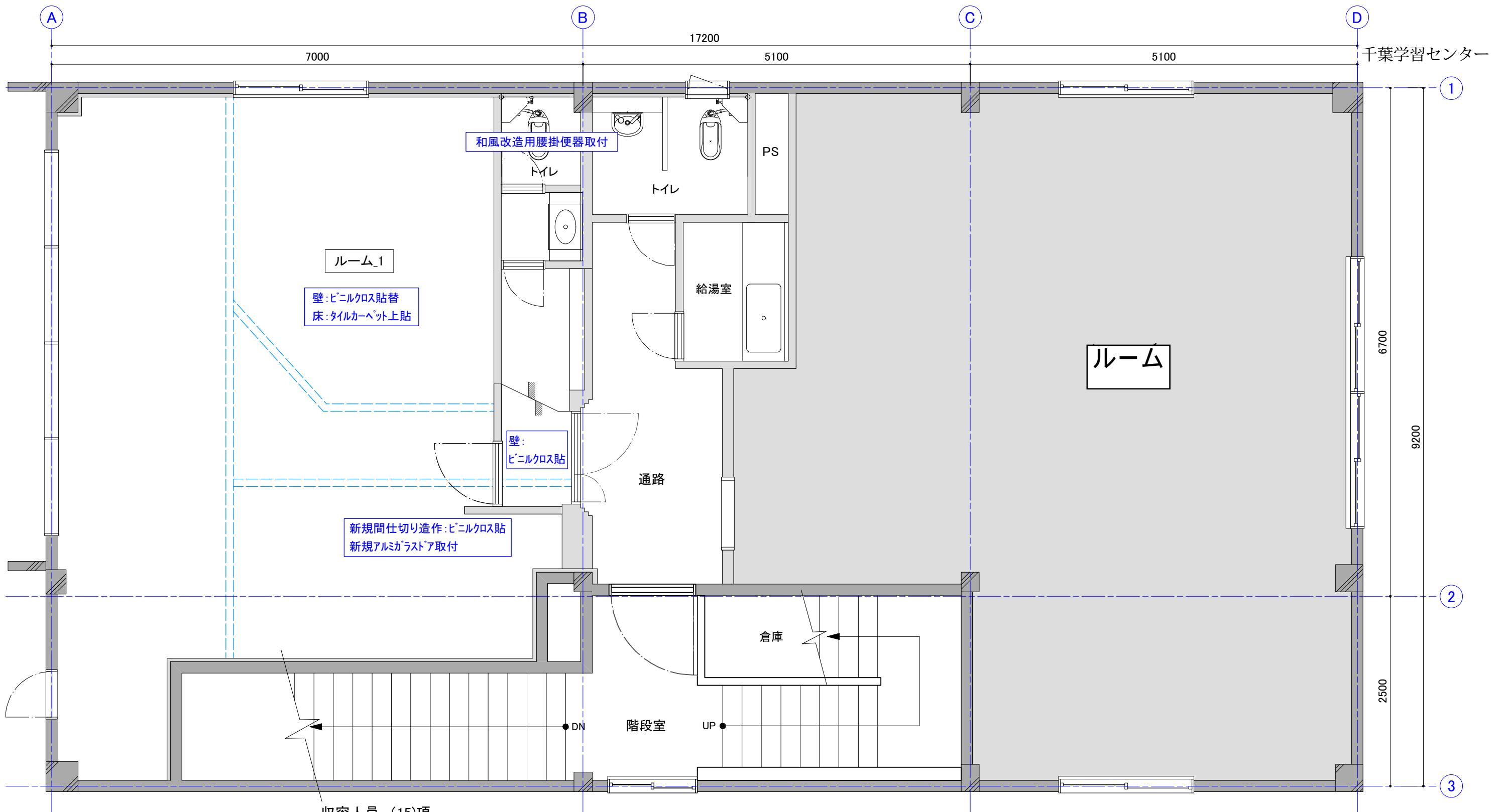


収容人員 (15)項

① 従業者	14人	
② 主として従業者以外の者の使用に供する部分		
階数	場所	人数
1F	会議室_1	2人
	会議室_2	3人
2F	ルーム_1	16人
3F	ルーム_2	21人
	ルーム_3	16人
	書庫	4人
小計		62人
① + ② =		合計 76人

面積表

場所		面積		場所		面積		場所		面積	
		m ²	坪			m ²	坪			m ²	坪
1F	事務室_1	64.19	19.42	2F	ルーム_1	48.79	14.76	3F	ルーム_2	64.29	19.45
	会議室_1	8.85	2.68		給湯室	2.87	0.87		ルーム_3	50.64	15.32
	会議室_2	11.44	3.46		トイレ	6.48	1.96		書庫	14.28	4.32
	トイレ	3.65	1.10		通路	11.53	3.49		給湯室	2.87	0.87
	通路	49.41	14.95						トイレ	3.70	1.12
							通路	7.77	2.35		
1F 小計		137.55m ²	41.61坪	2F 小計		69.67m ²	21.07坪	3F 小計		143.54m ²	43.42坪
合計 1F + 2F + 3F = 350.75m ² (106.10坪)											



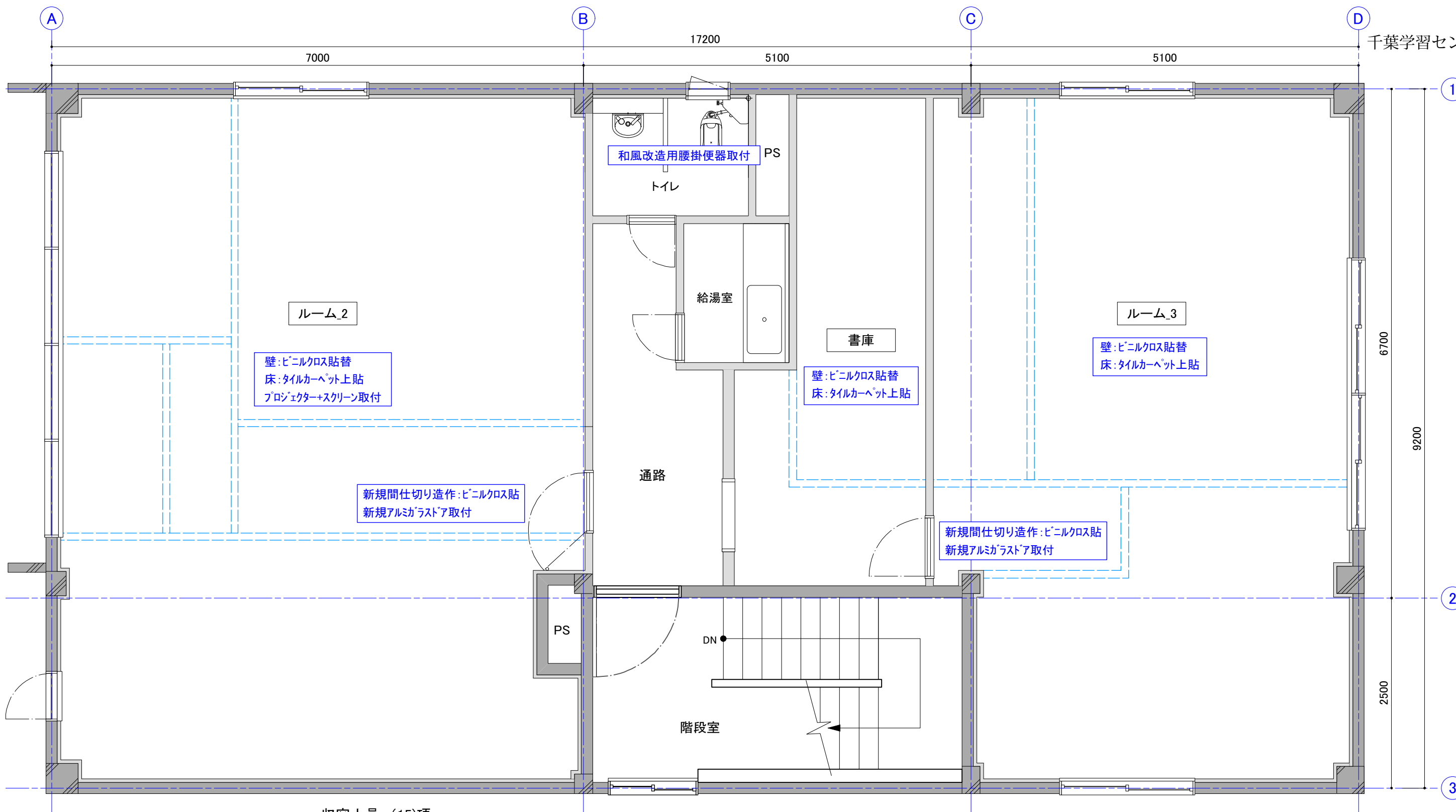
--- 既存壁 解体部分を示す

収容人員 (15)項

① 従業者			14人
② 主として従業者以外の者の使用に供する部分			
階数	場所	人数	
1F	会議室_1	2人	
	会議室_2	3人	
2F	ルーム_1	16人	
3F	ルーム_2	21人	
	ルーム_3	16人	
	書庫	4人	
小計		62人	
① + ② =			合計 76人

面積表

場所		面積		場所		面積		場所		面積	
		m ²	坪			m ²	坪			m ²	坪
1F	事務室_1	64.19	19.42	2F	ルーム_1	48.79	14.76	3F	ルーム_2	64.29	19.45
	会議室_1	8.85	2.68		給湯室	2.87	0.87		ルーム_3	50.64	15.32
	会議室_2	11.44	3.46		トイレ	6.48	1.96		書庫	14.28	4.32
	トイレ	3.65	1.10		通路	11.53	3.49		給湯室	2.87	0.87
	通路	49.41	14.95						トイレ	3.70	1.12
1F 小計		137.55m ²	41.61坪	2F 小計		69.67m ²	21.07坪	3F 小計		143.54m ²	43.42坪
合計 1F + 2F + 3F = 350.75m ² (106.10坪)											



--- 既存壁 解体部分を示す

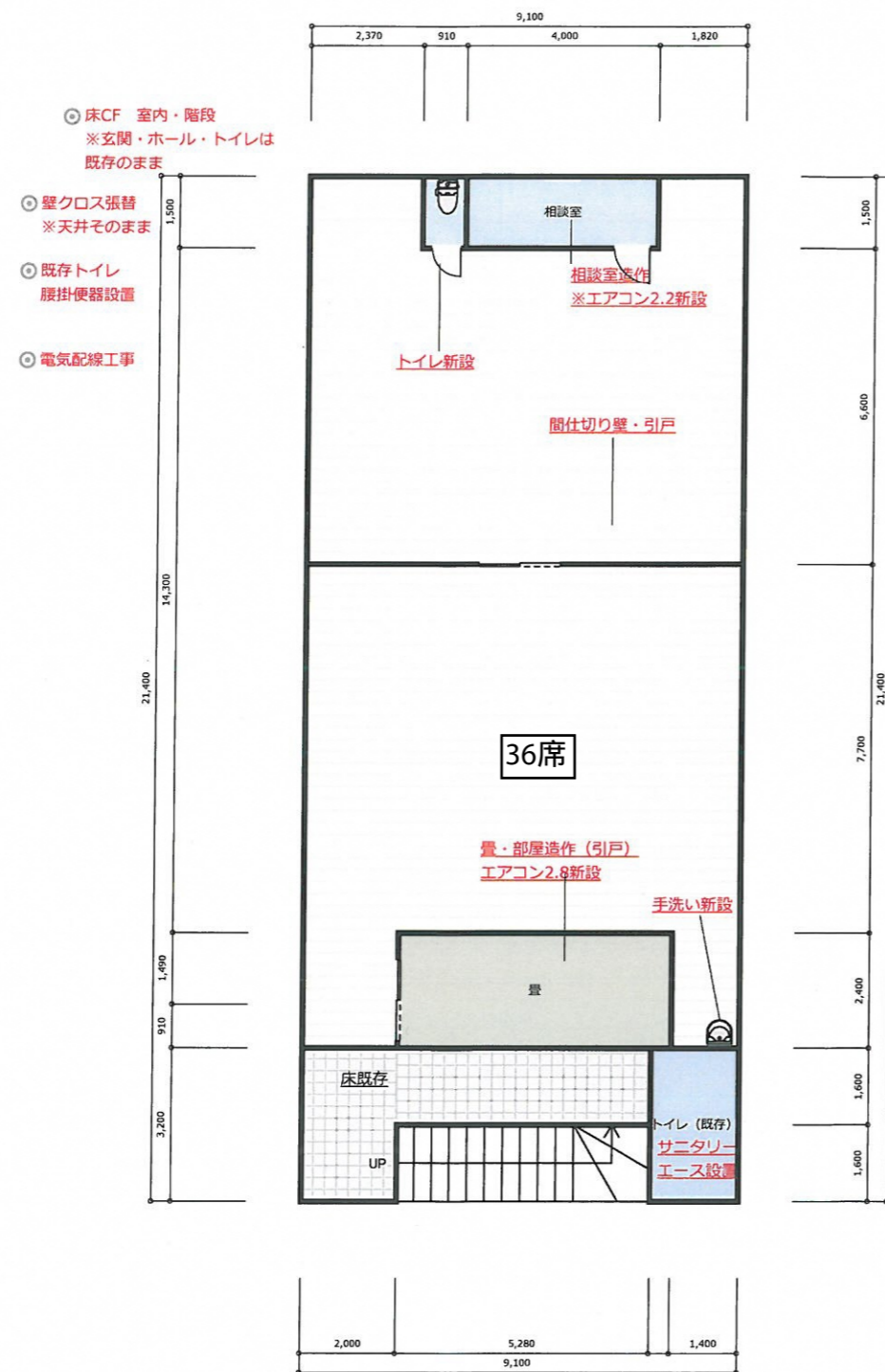
収容人員 (15)項

① 従業者		14人
② 主として従業者以外の者の使用に供する部分		
階数	場所	人数
1F	会議室_1	2人
	会議室_2	3人
2F	ルーム_1	16人
3F	ルーム_2	21人
	ルーム_3	16人
	書庫	4人
小計		62人
① + ② =		合計 76人

面積表

場所		面積		場所		面積		場所		面積	
		m ²	坪			m ²	坪			m ²	坪
1F	事務室_1	64.19	19.42	2F	ルーム_1	48.79	14.76	3F	ルーム_2	64.29	19.45
	会議室_1	8.85	2.68		給湯室	2.87	0.87		ルーム_3	50.64	15.32
	会議室_2	11.44	3.46		トイレ	6.48	1.96		書庫	14.28	4.32
	トイレ	3.65	1.10		通路	11.53	3.49		給湯室	2.87	0.87
	通路	49.41	14.95						トイレ	3.70	1.12
							通路	7.77	2.35		
1F 小計		137.55m ²	41.61坪	2F 小計		69.67m ²	21.07坪	3F 小計		143.54m ²	43.42坪
合計 1F + 2F + 3F = 350.75m ² (106.10坪)											

1階 縮尺 1/150



2階 縮尺 1/150

